

(参考)

鉱山保安監督指導方針（新旧対照表）（案）

平成31年度（新）	平成30年度（旧）
<p data-bbox="331 331 936 379">平成<u>31</u>年度鉱山保安監督指導方針</p> <p data-bbox="698 437 1106 510">年 月 日 中部近畿産業保安監督部近畿支部</p> <p data-bbox="161 558 1106 833"><u>鉱山保安が人命尊重を基本理念とし、鉱山災害の根絶を図ることを最終目標とすること等を定めた第13次鉱業労働災害防止計画（平成30～34年度。以下「第13次計画」という。）を踏まえ、中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下「当支部」という。）は、第13次計画の二年度目となる平成31年度の鉱山における危害及び鉱害の防止に向け、鉱業権者、鉱山労働者等に対する指導を的確に行うため、「平成31年度鉱山保安監督指導方針」を下記のとおり定める。</u></p> <p data-bbox="161 922 295 954"><u>（はじめに）</u></p> <p data-bbox="161 963 1106 1158"><u>全国での平成30年の災害発生状況は、危害では、死亡災害がなかったものの、罹災者数が26名（前年から5名減少）と過去5年間で平成29年に次ぐ二番目の多さであった。鉱害では、6件（前年と同数）発生し、また、鉱害に至っていないものの台風・豪雨等による施設の損傷等の災害が3件発生した。このため、鉱山災害の根絶という最終目標の達成には至っていない状況である。</u></p> <p data-bbox="161 1203 1106 1398"><u>一方、当支部管内での平成30年の災害発生状況は、平成27年以来の無災害を達成したが、災害に至るおそれがあった不休傷及び台風による施設の損傷等が少なからず発生していた。引き続き無災害を継続させるには、鉱山保安マネジメントシステム（以下「鉱山保安MS」という。）の運用を深化させ、自主保安体制を確立させることが必要である。</u></p>	<p data-bbox="1303 331 1908 379">平成<u>30</u>年度鉱山保安監督指導方針</p> <p data-bbox="1671 437 2078 510">平成<u>30</u>年4月1日 中部近畿産業保安監督部近畿支部</p> <p data-bbox="1133 558 2078 711"><u>平成30年度は、新たに定められた第13次鉱業労働災害防止計画（平成30年度から34年度）の初年度です。本計画の内容も踏まえ、人命尊重を基本理念とし、鉱山災害や鉱害の未然防止に向けて、当支部の今年度の取組を「平成30年度鉱山保安監督指導方針」として取りまとめました。</u></p> <p data-bbox="1133 963 2078 1117"><u>災害発生状況を顧みると、全国では平成29年の罹災者数が死亡1名を含む31名と、前年から死亡者数は減少したものの、罹災者数は昨年の16名からほぼ倍増となり、特に重篤災害が増加しており、引き続き災害の撲滅という最終目標の達成には至っていない状況にあります。</u></p> <p data-bbox="1133 1203 2078 1318"><u>一方、当支部管内では、墜落による災害が2件（重傷2名、軽傷1名）続けて発生しており、災害の原因は、いづれも、リスクアセスメントの実施の徹底が不十分だったことに起因するものです。</u></p> <p data-bbox="1133 1327 2078 1436"><u>災害を撲滅するためには、各鉱山の保安水準を継続的に向上させることができるよう、鉱山ごとに、鉱山保安マネジメントシステムの構築と有効性の向上を図るとともに、ヒューマンエラーを考慮した対策の強化はもとより、リスク</u></p>

当支部は、第13次計画を踏まえた上で、平成30年の災害発生状況及び平成30年度の監督指導実績を振り返り、本指導方針に反映させている。

記

I 指導目標

無災害を目標とする。

II 平成31年度における重点事項

次の重点事項を定め、指導を行う際は、当該事項について重点的に行うこととする。

1. 危害の防止

(1) 危害の発生頻度が高い事由のうち「墜落・転倒」、「運搬装置のため（車両系鉱山機械又は自動車のため）・同（コンベアのため）」、「取扱中の器材鉤物等のため」及び「機械のため」について、鉱山労働者に対する危害を防止するため、リスクアセスメントの継続的な見直し及び危害情報の整理・分析による防止対策の実施状況を確認する。

(2) 危害の発生確率が高い「単独作業」及び「修理等の非定時作業」について、鉱山労働者に対する危害を防止するため、作業関係者による手順確認等のコミュニケーション活動を含め、保安管理の実施状況を確認する。

アセスメントの実施の徹底が必要です。

鉱害関係については、当支部管内では発生はなかったものの、他管内においては、集中豪雨、設備の破損及び操作方法の誤り等による事故が6件発生しており、集中豪雨対策及び施設の維持管理等の再確認が必要です。

このような観点から、以下の通り監督指導を実施します。

記

I 災害減少目標

平成30年度を初年度とし、平成34年度を最終年度とする第13次鉱業労働災害防止計画と相まって、鉱山災害を撲滅させることを目標とします。

II 平成30年度における重点事項

当支部は、次の重点事項を定め監督指導を実施します。

2. 災害防止対策

(1) 全国的に災害発生頻度の高い「墜落・転倒」、「運搬装置のため（車両系鉱山機械又は自動車、コンベア）」、「取扱中の器材鉤物等のため」及び「機械のため」について、リスクアセスメントの継続的な見直しを徹底して行い、不安全な状態及び行動を特定し、必要な措置を講ずるよう、保安検査において災害防止に係る優良事例の情報提供及び「鉱山災害防止のためのガイドブック」による指導を行います。

また、鉱山災害の多くは、「危険軽視・慣れ」によるヒューマンエラーによるものであり、発生頻度が高い災害は、リスクの見落としや過小評価、操業条件の変化に伴う新たなリスクの発生と、作業上必要な保安に関する知識、技能、情報の不足により生じるものであることから、保安規程や作業手順書の遵守を徹底する保安教育の実施等を指導するとともに、単独・非定常作業時における災害防止のための作業関係者全体でのリスク共有状況等、保安検査時等に保安管理のあり方（リスクアセスメ

(3) ヒューマンエラーによる鉱山労働者に対する危害を防止するため、リスクアセスメントにおいて人間特性を十分に考慮し、本質安全やフェールセーフ・フールプルーフを考慮した施設の工学的対策等の適用状況を確認する。

2. 鉱害の防止

(1) 環境測定等に数値による基準が適用されている鉱山等の鉱害を防止するため、当該数値の基準適合性を確認する。

(2) 特定施設（環境関連）による鉱害を防止するため、当該特定施設の維持管理及び保安管理体制（特に、作業監督者の業務内容等）が適切であるかを確認する。

3. 自主保安体制の確立

(1) 鉱山の実情を勘案した鉱山保安MSの運用の深化を促進するため、新チェックリスト（第13次計画に基づき見直されたチェックリスト）の活用状況について点検を行い、鉱山保安MSの最適化の状況を確認する。特に、中小零細鉱山については、「鉱山保安マネジメントシステムの構築と有効化のためのガイドブック」等を活用して一層きめ細かく助言する。

(2) 保安管理体制の充実、保安活動の積極的な実施、保安教育の計画的実施並びに目標を達成するための必要な人員及び予算が適切に確保されるこ

ントの継続的な見直しの徹底、作業手順書の作成・整備等）について指導を行います。

(2) 保安活動（指差呼称、ヒヤリハット報告、KY活動等）が、鉱山における日々の業務に積極的に取り入れられるよう、関係団体との連携により保安教育を実施し、また、保安検査時や地区鉱山保安部会の場において、保安活動の実施に係る指導、助言を行います。

特に、ヒューマンエラーによる災害を防止するとともに現場保安力を向上させるため、危険体感教育、危険予知の実践教育、保安技術・知識に関する学習等を推進します。

4. 鉱害防止対策

鉱害等検査に当たっては、鉱煙、坑廃水、騒音、振動、ダイオキシン類の測定を行い、基準遵守を確認するとともに、発生施設及び処理施設の適切な維持管理を図るよう指導します。

また、集積場については、大規模地震に対する安全性評価を踏まえた鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）に係る調査結果に基づく必要な対策を講じるよう指導するとともに、その進捗状況について確認します。

1. 自主保安体制の確立

(1) 鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化を図るため、鉱業権者等に対し、地区鉱山保安部会等の場を活用し、「鉱山保安マネジメントシステムの構築と有効化のためのガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）、その構築に向けた優良事例等の情報について提供を行うとともに、中小零細鉱山に対する更なるマネジメントシステム構築の推進を図るための支援を重点的かつ継続的に実施していきます。

また、各鉱山に対し、当支部が実施する保安検査において、各鉱山の取組状況を把握しつつ、「鉱山保安マネジメントシステムの構築と有効性向上に向けた手引書」（以下「手引書」という。）の、第13次鉱業労

とを促進するため、それぞれの状況を確認する。

(3) 保安意識の高揚を図るため、鉱山保安表彰制度により、保安に対する取組が優良と認められる鉱山、鉱山保安MSの構築と有効化を推進している鉱山等を表彰する。

4. 当支部と関係団体等との連携・協働

当支部と鉱業関係団体等とのそれぞれの活動が有機的に機能し、保安レベルの継続的な向上を図るため、近畿鉱業会、地区鉱山保安部会等との連携・協働による保安指導、各種研修、災害情報発信等に取り組む。

5. 自然災害に対する防災体制

地震・台風・豪雨等の自然災害に伴う鉱山災害の発生を防止するため、防災訓練の実施及び非常用資材の配備等の防災体制の整備状況を確認する。

6. 発信情報の活用

災害発生状況、法令改正内容、立入検査結果等の鉱山保安に関する情報を保安活動に反映させるため、当支部ホームページ、メールマガジン等による発信情報の活用を促す。

働災害防止計画において見直されたチェックリストによる相互確認を行い、その結果に基づき、適正かつ合理的に評価を行い、手引書、ガイドブック等により、今後の具体的な取組方法及び必要な追加対策について指導を行います。

なお、手引書、ガイドブックについては、よりわかりやすく使いやすきよう改訂を進めていきます。

(2) 保安に対する取組が優良と認められる鉱山については、鉱山保安表彰制度の保安優良鉱山として表彰することに加え、鉱山保安マネジメントシステムの構築と有効化を推進している鉱山については、特別功労・貢献者の部「鉱山（鉱山マネジメントシステムに係るもの）」として、適否を判断した上で表彰します。

一方、取組が不十分な鉱山については、自主保安活動の取組強化を徹底して指導します。

6. 関係団体等との連携・協働

自主保安体制の確立及び災害防止対策の推進を図るため、関係団体及び地区鉱山保安部会との連携・協働を強化するとともに、保安力向上のための情報交換等の支援を推進します。

3. 自然災害に対する防災体制

保安検査（休止鉱山においては、その他検査等）において、地震・台風・豪雨等による災害を防止するため、応急資材、非常用具等の準備状況の確認等を行い、自然災害に備えた防災体制の整備を図るよう指導します。

5. 情報提供

災害、鉱害情報、法令等の改正内容、検査結果、行政措置、鉱山保安情報等を当支部ホームページに積極的に掲載（広報）するとともに、災害情報の水平展開の提供方法の見直し（メールマガジンの活用等）を行い、情報提供、注意喚起を行います。